

## 令和4度「青森県・弘前市」連携融資制度

# 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金 市による補助のご案内

(創業、空き店舗活用チャレンジ融資)

弘前市では、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金の利用者を対象に、信用保証料補助や利子補給を行います。

### 1 弘前市内で創業するかた

- ◎対象資金 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金(創業)
- ◎対象者 市内で新たに中小企業者として事業を開始しようとするかた、または市内で事業を開始して5年に満たない中小企業者(いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの)
- ◎補助対象融資 融資額 1,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から1年間の利子を全額補助」及び信用保証料を全額補助(県が30%を補助、残りの70%を弘前市が補助)

### 2 空き店舗で開業するかた

- ◎対象資金 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金(空き店舗活用チャレンジ融資)
- ◎対象者 市内の中心市街地区域内にある商店街等(※)の空き店舗において開業する中小売業者等で、地域商店街等活性化への取組として市の認定を受けたもの
- ◎補助対象融資 融資額 3,000万円以内で融資を受けたもの
- ◎補助内容 「貸付当初から5年間の利子を全額補助」及び「信用保証料の50%を補助」
- ※対象となる商店街等 駅前、大町、土手町(上土手、中土手、下土手)、百石町、親方町の商店街・商店会

◎上記補助の対象となる融資の実行期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日  
◎予算の都合により、上記補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも、青森県「選ばれる青森」への挑戦資金を利用することは可能です(所定の保証料等は自己負担となります)。

〈お問い合わせ先〉

- ◎信用保証料補助及び利子補給に関すること…弘前市商工労政課商業振興係 電話 0172-35-1135
- ◎青森県特別保証融資制度に関すること……青森県商工政策課 電話 017-734-9368

## <<連携融資制度に関するQ & A>>

Q 1 弘前市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く（または置こうとする）事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が弘前市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は対象になりません。

Q 2 「1 弘前市内で創業するかた」について、融資額が 1,000 万円を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 2 信用保証料の補助対象となる融資は、融資額 1,000 万円以内に限られます。  
ただし、例えば、融資額 1,500 万円を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる 1,000 万円の融資と、補助対象外の 500 万円の融資の 2 口に分けることで、当該 1,000 万円の融資について、信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 3 「2 空き店舗で開業するかた」について、融資期間が 5 年を超える場合でも融資対象になりますか？

A 3 対象となります。当該制度（空き店舗活用チャレンジ融資）の融資期間は運転資金 10 年以内、設備資金 15 年以内であり、このうち、貸付当初から 5 年間の利子については弘前市が全額を補助し、5 年を超える分については、全額自己負担です。

Q 4 「青森県・弘前市」連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 4 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込ください。  
ただし、「空き店舗で開業するかた」については、事前に弘前市商工労政課商業振興係へご相談ください。

※青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行\*、東北銀行\*、七十七銀行\*、秋田銀行、北日本銀行\*、みずほ銀行\*、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合\*、商工組合中央金庫\*、東日本信用漁業協同組合連合会\*

（\*印の金融機関は、市補助「創業するかた」「空き店舗で開業するかた」は対象外です）